

呼吸器リハビリテーション料の概要

H003 呼吸器リハビリテーション料

1 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)(1単位) 175点

2 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)(1単位) 85点

【対象患者（概要）】

- 「特掲診療料の施設基準等」の「別表第9の7」に掲げる対象患者であって、以下のいずれかに該当するもの。
 - ア 急性発症した呼吸器疾患の患者
 - イ 肺腫瘍、胸部外傷その他の呼吸器疾患又はその手術後の患者
 - ウ 慢性の呼吸器疾患により、一定程度以上の重症の呼吸困難や日常生活能力の低下を来している患者

【算定要件（抜粋）】

- 呼吸訓練や種々の運動療法等を組み合わせて個々の症例に応じて行った場合に算定する。
- 標準的算定日数：治療開始から90日。

【施設基準（抜粋）】

（専従・常勤の療法士の合計人数）

- 1 常勤理学療法士又は常勤作業療法士合わせて2名以上（専従・常勤の理学療法士1名を含む）
- 2 専従・常勤理学療法士又は専従・常勤作業療法士1名以上

